

処 分 基 準

平成19年9月25日作成

法 令 名：遺失物法
根 拠 条 項：第26条第2項
処 分 の 概 要：特例施設占有者に対する指示
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 遺失物法26条第2項（指示）
処 分 基 準： 別紙「遺失物法に基づく指示の基準」のとおり
問 合 せ 先：警察本部会計課（電話022-221-7171）又は警察署会計課
備 考：